

広島県告示第百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
上安六丁目 二七（五六 一〇一二）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 崩壊急傾斜地の 表区域の示の 区域の名称	広島県広島市安佐南区上安六丁目地内
上安六丁目 二七（五六 一〇一二）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 崩壊急傾斜地の 表区域の示の 区域の名称	土砂災害特別警戒区域
上安六丁目 二七（五六 一〇一二）	号三律の土戒定第区域施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土砂第二表示め第へ関防に災項及る八平す止お災害にび事十成る対け害にび項四十法策る警規法 次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。